

山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県内においてDVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、女性支援に携わる人材の育成（相談対応、同行支援等への助言）、民間団体が行う女性支援に関する研修会、その他民間団体の育成に資する取組への助言等に対し、山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）からの指導、助言等を通じてその専門的知識を活用するために必要な事項を定める。

2 前項の民間団体は、山梨県内において困難な問題を抱える女性への支援を行っている社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「社会福祉法人等」という。）で、構成員は2人以上とする。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、女性支援に関する事業又は社会福祉事業に従事した経験がある者又は社会的信望、女性支援に関する事業に対する理解がある者であって、社会福祉法人等に対する助言等を行うことが適当と認められる者の中から知事が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(業務)

第3条 アドバイザーは、その有する専門的知識を元に、必要な指導、助言、講習及びその他の業務（以下「アドバイス業務」という。）を提供する。

2 前項のアドバイス業務は、アドバイザーの訪問その他適切な方法により提供を受けるものとする。

(提供の手続)

第4条 アドバイザーからアドバイス業務の提供を受けようとする社会福祉法人等は、アドバイザー派遣依頼書（様式第1号）を第8条に規定する事務局に提出しなければならない。

2 事務局は前項の提出を受け、必要と認めるときは、アドバイザーと日程等を調整のうえ、アドバイス業務の提供を決定するものとする。

3 事務局は、前項の決定を行ったときは、アドバイザーに対しては業務提供依頼書（様式第2号）を、社会福祉法人等に対してはアドバイザー派遣決定通知書（様式第3号）を送付する。

(実績報告等)

第5条 アドバイス業務の提供を受けた社会福祉法人等は、実績報告書（様式第4号）を事業完了日から起算して1箇月を経過した日又は事業完了日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事務局へ報告しなければならない。

2 事務局は、社会福祉法人等に対し、その受けたアドバイス業務の提供の内容、その事業等への反映状況及び効果等について追跡調査を行うことができる。この際、社会福祉法人等は事務局に対し、協力するものとする。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、アドバイス業務の提供を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(費用の支払い)

第7条 アドバイザーがアドバイス業務を提供した場合は、事務局は予算の範囲内において、報償費及び旅費の支払い事務を行う。

(事務局)

第8条 この事業の事務局は、山梨県女性相談支援センターに置く。

2 事務局は、アドバイス業務の提供その他事業に必要な事務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

(様式第1号)

第 号
年 月 日

山梨県女性相談支援センター所長 殿

(事務所所在地)

(団体・代表者)

印

山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザーの派遣について (依頼)

このことについて、次のとおりアドバイス業務の提供を受けたいので、山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー派遣事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき提出します。

- 1 提供希望日時
年 月 日 (時～ 時)
- 2 提供希望場所
- 3 アドバイスを希望する事業の概要
- 4 アドバイスを希望する内容及び課題
- 5 担当者氏名及び連絡先 (電話番号・Eメール)
- 6 その他

私は、山梨県内において困難な問題を抱える女性への支援を行っている社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等であり、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団及びその統制の下にある団体ではありません。

また、山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー派遣事業実施要綱を遵守のうえ、アドバイザーの派遣を依頼します。

(事務所所在地)

(団体名・代表者名)

(様式第 2 号)

第 号
年 月 日

(アドバイザー)

殿

山梨県女性相談支援センター所長

アドバイス業務の提供について（依頼）

このことについて、次のとおり、山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー派遣事業実施要綱第 4 条第 1 項に基づき、アドバイザー派遣の依頼がありましたので、次のとおりアドバイス業務の提供をお願いします。

- 1 提供希望日時
年 月 日 (時～ 時)
- 2 提供希望場所
- 3 アドバイスを希望する事業の概要
- 4 アドバイスを希望する内容及び課題
- 5 担当者氏名及び連絡先（電話番号・Eメール）
- 6 その他

山梨県女性相談支援センター TEL 055-254-8633

(様式第3号)

第 号
年 月 日

(団体)

(代表者) 殿

山梨県女性相談支援センター所長

山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザーの派遣決定について（通知）

年 月 日付け第 号で依頼のあったこのことについて、山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー派遣事業実施要綱第4条第3項に基づき、次のとおりアドバイザーを派遣することとしました。

つきましては、アドバイス業務の提供を受けた日（以下「事業完了日」という。）から起算して1箇月を経過した日又は事業完了日の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで実績報告書（様式第4号）の提出をお願いします。

- 1 提供希望日時
年 月 日（時～時）
- 2 提供希望場所
- 3 アドバイスを希望する事業の概要
- 4 アドバイスを希望する内容及び課題
- 5 担当者氏名及び連絡先（電話番号・Eメール）
- 6 その他

山梨県女性相談支援センター TEL 055-254-8633

(様式第 4 号)

第 号
年 月 日

山梨県女性相談支援センター所長 殿

(団体・代表者)

印

山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー派遣事業実績報告書

年 月 日付け第 号で通知のありましたこのことについて、山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー派遣事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく実績報告は次のとおりです。

1 提供日時

年 月 日 (時 分 ~ 時 分)

2 提供場所

3 実施結果 (写真等添付)

※アドバイス内容を簡潔に箇条書きで記載